

14.7.17  
第909号

東京

加  
及  
申

十名  
者ハニ  
省  
布  
別  
シ

ければ我々の歩合は全働きの五分にしかならない、もし之に當てれば一割を給する、然し如何なる場合でもかかる性質のものは我々労働者に出来難い高率のものであることは言をまたない、然しながら之を上げなければ我々の生活が保たれないから、無理に無理をして一日十六時間も十八時間も働いてゐる。勤業でもなければ同じ苦しいことでもカマンも出来ようが、今日の如き場合は、全然自己の生活を保障する収入の道はない。

斯て考へらるゝ事は、基本料金制度は、全く会社のみ都合のよい規則で、寧ろ我々には疲勞と、飢えとを與へる規則に過ぎない、之れ我々が反對し然して働き高に對する一割の歩合制度を要求する次第である。

**得点制度とは何ぞ** 之を簡単に云へば、「会社の損害を未前に防ぎ、又は利益信用を増し、半期特異者、働き高の最高者たる場合の六ヶ條の得点を與へ、些細なる車輛に關する手入掃除、微細なる服務上の手落、乗客に對し不快の感じを與ふる場合等々の如き」三十一ヶ條に當る時は得点を消滅し、之が結局百点に達すれば左の如く本規約に適用されるに至る。

得点規則 二條

一 入社一ヶ月以内二十五点ヲ失ヒ、六ヶ月以内二百点ヲ失ヒ、或ハ一時ニ得点全部ヲ失ヒタル者ハ自然退社トナル  
二 入社一ヶ月以内二十五点ヲ失ヒ、六ヶ月以内二百点ヲ失ヒ、或ハ一時ニ得点全部ヲ失ヒタル者ハ自然退社トナル

か様に於て、我々を一機械の如く、假借なく、酷使する。前記の如き我々の永い労働時間の場合、少ない収入で苦しい時、どうして之が實行されよう、然し此の如き制度は分業制の現今に於て存在するは、澤山の目が見えぬものであるのに、何で除くべき好いではないか、会社の利益の爲めには、澤山の目が見えぬものであるのに、何で我々に之をなさしむる必要がある、出来ぬ事をなさしめて得点を與ふるのと稱し、我等に課すべからざる除分の仕事を一寸でも手落ちすれば減点する、然して惡練にも百点が消滅すれば、「自然退社」になつたものごとなし、退職手当も何にも出さぬ、其れが何ぞの理由で、日本の法律である民法の六百二十七條には「解雇する場合、二週前前に豫告一する様な規定がある、然らば会社は明かに日本民法を無視し、雇傭契約をなさんとするものである。之れ我等が、労働者の當然の権利の前に、雇傭契約をなさんとするものである。一度移轉すれば澤山の費用がかかるのである。我々は、ようやく一家を支へてゐる貧乏者である、一度移轉すれば澤山の費用がかかるのである。

**親愛なる乗客諸君よ**  
我々以上如く会社の惨忍から逃れんとして、今争議をしてゐる。苦しい自己の生活を救わんとして、会社と戦つてゐる、實用の紅白二線の車は今東京中を走つてゐないが、どうか我々の此の苦しみを援けて戴きたい、而して此の社會的に害毒を流してはばからぬ實用自動車會社を反省せしめる我々の運動と精神とを全うせしめて戴きたい。

**親愛なる運轉手諸君よ**  
我等は今、全市運轉手界の幸福と向上との爲めに戦つてゐる、惡疎なるかゝる制度は永久に我等運轉手の生命を殺滅するものである。我等は、どうにかして此の不當なる労働條件を打破し、生活の改善を期する決心である。何等は、会社の好策や、引張策に乗らないで、此の要求と目的の貫徹するまで、紅白二線の實用の自動車を東京市中に疾走せしめざらん事を。

**全市労働者諸君**  
今、自動車運轉手は、一労働者として自覺したる最初の戦ひである、日給制度の確立と奴隷制度の脱出の爲めに、我等は戦つてゐる。労働者階級勝利の爲めに、我等の戦ひを後援せられん事を。

**全東京市民諸君よ** 我等は、決して無理な要求をしてゐない、實用會社は、自ら日本國民の義務として、自分だけの利益の前には運轉手を餓死せしめ、社會を騒がせてゐる、我等の此の眞実な要求をして貫徹せしむべく援助せられん事を。

大正十四年七月十日

**實用自動車従業員一同**  
日本労働  
總同盟 **自動車労働組合**  
**實用自動車争議團本部**  
芝罘三田四國町二(電話高輪三三九〇)

市  
部  
三  
三  
九  
〇